

平成28年度において

# 講じた小規模企業施策

## 平成28年度において講じた小規模企業施策

<b>第1章</b>	<b>需要を見据えた経営の促進</b>	<b>375</b>
	第1節 生産性向上・技術力の強化	375
	第2節 IT化の促進	377
	第3節 販路・需要開拓支援	378
	第4節 海外展開支援	379
<b>第2章</b>	<b>新陳代謝の促進</b>	<b>382</b>
	第1節 創業・第二創業支援	383
	第2節 事業承継支援	386
	第3節 資金繰り支援、事業再生支援	387
	第4節 人材・雇用対策	390
<b>第3章</b>	<b>地域経済の活性化に資する事業活動の推進</b>	<b>393</b>
	第1節 地域資源の活用	394
	第2節 商店街・中心市街地の活性化	395
	第3節 その他の地域活性化	397
<b>第4章</b>	<b>地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備</b>	<b>399</b>
	第1節 経営支援体制の強化	399
<b>第5章</b>	<b>その他の小規模企業振興関係施策</b>	<b>400</b>
	第1節 被災地の中小企業・小規模事業者対策	400
	第2節 財務基盤の強化	405
	第3節 取引価格の適正化、消費税転嫁対策	406
	第4節 消費税軽減率対策	408
	第5節 経営安定対策	409
	第6節 官公需対策	409
	第7節 人権啓発の推進	410
	第8節 調査・広報の推進	410

# INDEX

<b>第6章 業種別・分野別施策</b> .....	<b>412</b>
第1節 中小農林水産関連企業対策.....	412
第2節 中小運輸業対策.....	414
第3節 中小建設・不動産業対策.....	415
第4節 生活衛生関係営業対策.....	417
第5節 環境・エネルギー対策.....	417
第6節 知的財産対策.....	419
第7節 標準化の推進.....	423

平成 26 年 6 月 20 日に成立した小規模企業振興基本法においては、小規模事業者の事業の持続的発展との基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を講じる際の四つの基本方針を定めている。

＜基本方針＞

1. 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。
2. 小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。
3. 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること。
4. 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

これら四つの基本方針の実現に向け、「小規模企業振興基本計画(平成 26 年 10 月 3 日閣議決定)」において、四つの目標を設定している。

- (1) 需要を見据えた経営の促進
- (2) 新陳代謝の促進
- (3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- (4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

以下では、上記四つの目標に取り組むために、平成 27 年度において講じた小規模企業施策を紹介していく。

## 第1章 需要を見据えた経営の促進

### <小規模企業振興基本計画における目標(1)>

#### (1)需要を見据えた経営の促進

－顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし－

小規模企業は、人口減少や生活様式の変化などの我が国経済社会の構造変化による需要の減少に直面している。加えて、資金、人材、商品開発力などの経営資源の制約から、価格競争力や販売力が弱く、構造変化の影響を受けやすいという性質を有している。

他方で、顔の見える信頼関係に基づいた取引が強みであるため、大企業が応えきいていないニーズを捉え、価格競争に巻き込まれない様々な商品・サービスを開発・提供することにより、国内外の新たな需要を開拓する潜在的な対応力を有している。さらに、ITの普及に伴い、規模が小さな企業であってもこれまでの商圈を越えて活躍する可能性は拡大している。こうした小規模企業の構造変化への“潜在的な対応力”を最大限に発揮するため、自らの強みを把握した上での需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を促進する。

#### 第1節 生産性向上・技術力の強化

##### 1. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【28年度予算:139.7億円】

中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取組を支援した。

また、中小企業等経営強化法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援した。

##### 2. 研究開発型ベンチャー企業等のイノベーション創出支援事業【28年度補正予算:15.0億円の 内数】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において、中堅・中小企業等が、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し研究機関」の能力を活用して行う共同研究等を支援した。

##### 3. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組【産業技術総合研究所運営 費交付金の内数】

国立研究開発法人産業技術総合研究所において、地域の中堅・中小企業のニーズ等を把握している公設試験研究機関に産総研のイノベーションコーディネータを配置する等の全国規模の連携体制を構築し、地域企業の有する革新的な技術シーズを事業化につなぐ「橋渡し」機能の強化

に取り組み、中堅・中小企業等の研究開発を支援した。

#### 4. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。

#### 5. 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)【税制】

中小企業・小規模事業者等による研究開発投資について、試験研究費の額の 12%相当額の税額控除ができる措置(税額控除限度額は当期の法人税額の 25%)及び特別試験研究費(大学等との共同・委託研究や中小企業者からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究)の 20%又は 30%相当額の税額控除ができる措置(税額控除限度額は当期の法人税額の 5%)を講じた。上記に加え、①試験研究費が過去 3 年平均より 5%超増加する等の場合に、その増加した試験研究費に試験研究費の増加割合(上限 30%)を乗じた額を控除できる制度又は②試験研究費の額が平均売上金額の 10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置(税額控除限度額は当期の法人税額の 10%(平成 28 年度末まで))を講じた。

#### 6. 中小企業技術革新制度(SBIR 制度)に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図った。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力を PR するデータベースや株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図った。

#### 7. 異分野連携新事業分野開拓

中小企業等経営強化法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源(技術、販路等)を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例などにより総合的な支援を実施した。

#### 8. 医工連携事業化推進事業【平成 28 年度予算:35.0 億円】

医療機器開発支援ネットワークを推進し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として、約 350 件の伴走コンサルを実施した。また、ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、実証事業において 43 件の医療機器実用化を支援した。

### 9. 企業活力強化資金【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図るため、日本公庫が必要な資金の貸付を行った。平成28年度(平成29年1月末時点)の貸付実績は、11,510件、952億円となった。

### 10. 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金【28年度補正予算:763.4億円】

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援した。

### 13. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【28年度予算:54.7億円】

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施した。(事業開始から平成28年12月までに47.8万件の相談対応)

### 14. 中小企業等経営強化法

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が策定し認定された経営力向上計画に記載されている新規の機械装置(160万円以上で、生産性が1%向上(10年以内に販売開始)等)を取得した場合に課される固定資産税の課税標準を、3年間に渡り1/2に軽減する措置を講じた。さらに、経営力向上計画の認定を受けた中小企業者に対する日本公庫の融資制度の創設(設備資金については基準金利から金利を0.9%引下げ)等、金融面での支援措置を講じた。

## 第2節 IT化の促進

### 1. IT活用促進資金【財政投融资】

中小企業の生産性向上に寄与するIT活用を促進するため、日本公庫による融資を着実に実施した(平成28年度の実績は2,331件、258億円(平成29年1月末時点))。

### 2. サービス等生産性向上IT導入支援事業【28年度補正予算:100億円】

中小企業等の経営力を向上させるため、中小企業等の生産性向上に係る関連施策とも連携しつつ、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール、アプリ等の導入を支援した。

### 3. 経営力向上・IT基盤整備支援事業【28年度補正予算:13.0億円】

中小企業者等の業種の垣根を越えた企業間の電子データ連携に関する調査を行うとともに、ITを活用して経営力向上を図る取組事例を紹介する相談会等を開催。

### 第3節 販路・需要開拓支援

#### 1. 小規模事業対策推進事業【28年度予算:51.5億円の内数】

改正小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援(採択数:659件)した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業(調査研究事業:61件、本体事業(1年目:86件、2年目:24件)に対し、幅広い支援を行った。

#### 2. 小規模事業者広域方販路開拓支援パッケージ事業【28年度補正予算:100億円】

全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会・商工会議所等を活用しながら、小規模事業者等に対して、経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援(小規模事業者持続化補助金)するほか、小規模事業者の既存の商圈を超えた広域の販路開拓を支援するため、物産展や商談会の開催、アンテナショップやインターネットによる販売支援等を実施した。また、小規模事業者の経営力の向上のため、経営指導員の支援能力の底上げに向けた指導・教育を行うスーパーバイザーを、全国団体から派遣する取組を支援した。

#### 3. 小規模事業者販路開拓支援事業【28年度補正予算:120億円】

小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援(小規模事業者持続化補助金)した。

#### 4. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小機構交付金の内数】

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援した。

#### 5. 販路開拓コーディネート事業【中小機構交付金の内数】

中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを中小機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家(販路開拓コーディネーター)が支援した。

#### 6. 販路開拓サポート支援事業【中小機構交付金の内数】

中小機構が、自ら主催する展示会またはそれらの同時開催展等に出展する企業に対し、バイヤーの招聘や販路開拓のアドバイス等を行うことにより、マッチングを促進し、中小・ベンチャー企業の販路開拓を支援した。

#### 7. 新事業創出支援事業【中小機構交付金の内数】

中小機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。

#### 8. J-GoodTech(ジエグテック)【中小機構交付金の内数】

中小機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報ウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援した。

### 第4節 海外展開支援

#### 1. 日本の中堅・中小企業とのグローバルアライアンス支援

日本の中堅・中小企業と外国企業との投資提携等を支援すべく、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)が窓口となり、外国企業の要望等を関係機関(中小機構、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)、中小企業投資育成株式会社等)に繋ぎ、日本の中堅・中小企業と外国企業とのマッチングや、官民ファンドの活用を図る体制を整備した。

#### 2. 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【28年度予算:14.3億円】

中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、JETROと中小機構が連携して、海外の市場動向や規制等の情報提供、実現可能性調査(F/S)、輸出体制の構築等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援や海外バイヤー招へい等を通じた海外販路開拓支援、現地進出後の支援、事業再編計画の策定支援等に至るまで海外展開の様々な段階におけるニーズに応じた施策によって一貫して戦略的に支援を行った。

#### 3. JAPANブランド育成支援事業【28年度予算:10.0億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援した。

#### 4. 農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業【27年度補正予算:10.0億円の内数】

農林水産物・食品の新たな海外での市場開拓を促進することを目的に、商工業の技術・ノウハウ等を農業に活用する農工商連携を通じ、農業生産、加工、流通、販売まで一貫したバリューチェーンの構築を支援し、その成果普及を行った。平成 28 年度では 20 事業を採択、成果普及のためのシンポジウムは東京と名古屋の 2 箇所で開催した。(新規)

#### 5. 海外展開・事業再編資金【財政投融資】

経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、日本公庫(中小企業事業、国民生活事業)による融資を実施した。

#### 6. 海外子会社の資金調達支援等

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫が新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施した。

#### 7. グローバルニッチトップ支援貸付制度【財政投融資】

特定分野に優れ、世界で存在感を示す中堅中小企業(グローバルニッチトップ企業)やその候補となる中堅・中小企業等の戦略的な海外展開を支援するため、商工中金がグローバルニッチトップ支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払いによる融資を行った。平成 28 年度の実績は、65 件、69 億円となった(平成 29 年 1 月末現在)。

#### 8. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下 3 事業を実施した。

- ①経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援。平成 28 年度は 810 名の研修及び 43 名の専門家派遣を実施した(平成 28 年 2 月現在)。
- ②中堅・中小企業において課題となっている海外展開を担う「グローバル人材」の不足を解決するため、日本の若手人材の海外インターンシップ派遣及び、日本企業への外国人のインターンシップ受入を実施。平成 28 年度は 80 名の若手人材を海外に派遣及び、103 名の外国人を日本企業へ受け入れた。
- ③開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発等に、開発途上国現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で取り組む日本企業への補助。平成 28 年度は 20 案件の補助を行った。

#### 9. 民間連携ボランティア制度の活用及び帰国 JICA ボランティアとのマッチング

国際協力機構においては各企業のニーズに合わせ、社員を青年海外協力隊・シニア海外ボラ

ンティアとして途上国に派遣する民間連携ボランティア制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努めた。また、帰国した JICA ボランティアの就職支援の一環として、特定の途上国を熟知した人材と企業が必要とする人材のマッチング促進を行った。

#### 10. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際に必要な取引先の信用情報の提供について、独立行政法人日本貿易保険（以下 NEXI という）がその費用を負担する措置を引き続き講じた。平成 20 年より 3 件としていた無料での信用調査を平成 27 年度から 8 件に拡大。

#### 11. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（動画・漫画作成等）

平成 28 年度に貿易保険の紹介動画及び漫画冊子を作成。各展示会や説明会でも公開、漫画冊子を配布し、貿易保険の普及啓発を行った。

#### 12. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、中小企業向けのホームページを刷新。全国で NEXI が主催するセミナーや個別相談会を開催するとともに、中小企業関係機関等が主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会などに NEXI から講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行った。

#### 13. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXI は、平成 23 年 12 月に地方銀行 11 行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足した。提携機関は年々拡大し、また、平成 25 年には信用金庫も提携を行うことで信金ネットワークを構築。平成 28 年度は計 7 行庫を新規追加し、全国 112 金融機関によるネットワークを構築に至った（平成 29 年 2 月現在）。

#### 14. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性向上のため、全国各地で説明会を約 60 回開催した。その他、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業との連携による専門家派遣等を通じ、輸出や技術提供を行う中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援した。

#### 15. BOP ビジネスの推進【JETRO 交付金】

BOP/ボリュームゾーン・ビジネスを推進するため、JETRO では、現地コーディネーターなどを活用し、個別企業の事業フェーズに応じた一貫した支援を実施した。またウズベキスタン、カザフスタン、ミャンマー、インドよりバイヤー等を招聘し国内で相談会・商談会を開催、その後、ウズベキ

スタン・カザフスタンへのミッション派遣、ミャンマー・インドでの現地試験販売を実施した。またアフリカ地域については、ナイジェリアでの受容性調査、ケニアでの現地商談会を実施した。

16. 基礎調査, 案件化調査, 普及・実証事業(中小企業製品・技術と ODA のマッチング事業)  
【28 年度予算:45.0 億円】【28 年度補正予算:6 億円】

ODA により、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図ることを目的としている。

17. 中小企業等の海外展開支援(中小企業製品を活用した機材供与)【28 年度予算:1629 億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業の製品に対する認知度の向上等を図るもの。

18. 新輸出大国コンソーシアム【27 年度補正予算:59.9 億円】

中堅・中小企業等の海外展開を支援するため、JETRO、中小機構、NEDO、金融機関などの支援機関を幅広く結集したコンソーシアムを設立。このコンソーシアムでは、専門家が企業に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、技術開発から市場開拓まで、総合的に支援。

<進捗状況(3月10日時点)>

○3,847 社に対し会員証を発行。専門家を割り当て、支援を開始。

○現時点で、全国で 1,072 の支援機関が参加。今後も、参加機関の拡大に務め、支援メニューの一層の充実を図る。

○専門家については、現時点で、中堅・中小企業が直面する様々な課題に対応するため、幅広い分野における 350 名の専門家を確保。

19. TPP 原産地証明制度普及・啓発事業【27 年度補正予算:4.8 億円】

原産地証明の自己証明制度について、事業者に普及・啓発を図ることを目的として、解説書の作成、セミナー開催(平成 29 年 3 月 6 日までに 165 回実施)及び相談窓口の設置等を実施。

## 第2章 新陳代謝の促進

<小規模企業振興基本計画における目標(2)>

(2)新陳代謝の促進

—多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出—

小規模企業は、経営者・従業員の高齢化、後継者不足等により、廃業が増加する傾向にある。他方で、女性・若者・シニアなど多様な人材に対して、小規模企業は、様々な価値観

に基づく多様な働き方を提供している。また、我が国全体としての雇用拡大にも貢献している。

多様な働き方を提供し、自己実現、社会貢献等の生きがいを生み出す小規模企業の起業・創業や第二創業を促進する。また、事業承継により、本来我が国経済社会にとって有用な経営資源の散逸を防ぎ、地域の経済社会の発展に結びつけていく。事業の継続が見込まれない場合には、事業の廃止を円滑化することで、その生活の安定や再チャレンジに向けた環境を整備する。さらに、小規模企業の人材確保・育成を強化し、多様で新たな人材がその能力を発揮できる環境を整備することにより、誰もが小規模企業で働きやすい地域社会の実現を目指す。

### 第1節 創業・第二創業支援

#### 1. 創業・第二創業促進補助金【28年度予算:8.5億円の内数】

地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用や、事業承継を契機に既存事業の全部又は一部を廃止し、新分野に挑戦する第二創業者に対し、創業費用に加え、廃業費用(法手続費用、在庫処分等)も支援した。また、産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援(創業者への継続的な経営指導、ビジネススキルアップ研修、コワーキングスペース運営事業等)や創業支援の質の向上を図る取組等を支援した。

#### 2. 創業支援事業者支援事業【28年度予算:8.5億円の内数】

産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援(創業者への継続的な経営指導、ビジネススキルアップ研修、コワーキングスペース運営事業等)や創業支援の質の向上を図る取組等を支援した。

#### 3. 新創業融資制度【財政投融資】

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で日本公庫が融資を行う制度。

#### 4. 女性、若者/シニア起業家支援資金【財政投融資】

多様な事業者による新規事業の創出を支援するため、女性や30歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に、日本公庫が優遇金利で融資する制度である。平成11年の制度創設から、平成28年12月末までに、149,581件、751億円の融資を実施している。

#### 5. 再挑戦資金(再チャレンジ支援融資)【財政投融資】

日本公庫が、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施した。

#### 6. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。

#### 7. 起業・創業時に必要となるリスクマネーの供給強化

産業革新機構、日本政策投資銀行及び商工中金の活用等により、起業・創業時及び事業化に必要なリスクマネーの供給を促進した。

#### 8. ファンド出資事業(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド)

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資(ファンド総額の1/2以内)を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業(中小企業)や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。起業支援ファンドについては、累積出資先ファンド数95件、出資約束総額1,609億円、累積投資先企業数2,439社に至った(平成28年3月末現在)。また、中小企業成長支援ファンドについては、累積出資先ファンド数86件、出資約束総額5,288億円、累積投資先企業数987社に至った(平成28年3月末現在)。

#### 9. グローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業【28年度予算:4.1億円】

起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の候補等を、世界をリードするイノベーション先端地域であるシリコンバレー等に派遣して、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業目線の高い新事業を創出する人材の育成や現地関係者とのネットワーク形成等を行った。また、起業家やベンチャー支援人材、大企業等からなる「ベンチャー創造協議会」において、ビジネスマッチングの開催や広範なネットワーク形成の場を提供するとともに、イノベーションの創出に大きく貢献したベンチャー企業を称える「内閣総理大臣賞」の授与等を行い、新事業創出のための基盤形成を図った。

#### 10. 創業スクール事業【28年度予算:8.5億円の内数】

全国の支援機関が、創業スクールを開催してビジネスプランの作成まで指導し、創業までのフォローアップを行うとともに、受講生を対象としたビジネスプランコンテストの開催等を行った。

#### 11. エンジェル税制【税制】

創業後間もないベンチャー企業への個人投資家(エンジェル)による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡し

た時点において所得税の優遇を受けることができる制度である。平成9年の制度創設から、平成29年1月末までに、703社に対し、約156億円の投資が行われた。

#### 12. 企業のベンチャー投資促進税制【税制】

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。平成25年度の制度創設から平成29年1月末までに、6件のベンチャーファンドに係る投資計画を認定した。

#### 13. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援した。(継続)

#### 14. 地域における創業支援体制の構築

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援する。

#### 15. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資保証【28年度予算:16.0億円】【財政投融资】

認定支援機関の支援を前提とした、日本公庫による創業または経営多角化・事業転換等を行う中小企業・小規模事業者に対する低利融資(女性・若者・シニア創業者は基準金利-0.4%)等を整備することで、経営力の強化を図った。

#### 16. 地域経済循環創造事業交付金【28年度予算:26.1億円の内数】

産学官の連携により、地域の資源と資金(地域金融機関の融資)を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付する。

また、平成28年度より、地元高校生など地域の将来を担う若者のアイデアを活用した創業を支援する次世代コラボ創業支援事業を創設し、次世代が地域に愛着をもち、定着することを促進する。

#### 17. 女性起業家等支援ネットワーク構築事業【28年度予算:2.0億円の内数】

女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関等を中心とした女性起業家等支援ネットワークを全国10箇所で開催した。また、各地域において、潜在起業希望者等に向けた起業の普及に関するイベントを開催するとともに、起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事

業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制をネットワーク内に構築し、既存の起業家支援施策への橋渡し等、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施した。

#### 18. 生涯現役起業支援助成金【28年度予算:8.7億円】

中高年齢者の雇用機会の創出を図り、生涯現役社会の実現を推進するため、中高年齢者が起業を行う際に必要となる、募集・採用や教育訓練にかかる経費の一部を助成した。

### 第2節 事業承継支援

#### 1. 事業引継ぎ支援事業【28年度予算:58.4億円の内数】

各都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ支援センター」において、後継者不在に悩む中小企業・小規模事業者に対して、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、M&A等によるマッチング支援を実施した。

平成28年4月～12月の間に、4,688件の相談に対応し、311件成約した。

#### 2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度(事業承継税制)【税制】

事業承継税制は、後継者が経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続、遺贈又は贈与により取得した場合において、その後継者が事業を継続することを前提に、相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の一定の場合には猶予税額を免除する制度である。平成21年度より事業承継税制の適用の基礎となる認定を開始し、平成28年12月末までに、相続税に係る認定を1,054件、贈与税に係る認定を686件実施した。

#### 3. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。平成28年12月末現在で131.5万人が在籍しており、平成28年4月から12月までの新規加入者は7.2万人に上った。

#### 4. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には、遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、平成28年12月末までに、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を135件実施した。

#### 5. 事業承継円滑化支援事業【中小機構交付金の内数】

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラム等による中小企業経営者等への普及啓発を実施した。

### 第3節 資金繰り支援、事業再生支援

#### 1. セーフティネット貸付【財政投融資】

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7億2,000万円(日本公庫(中小企業事業)、商工中金)、4,800万円(日本公庫(国民生活事業))の範囲内で融資を実施するものである。平成28年度補正予算では世界経済の不安定性などのリスクに備える中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため厳しい業況にある中で認定支援機関等の経営支援を受ける場合や雇用の維持・増加の取組みを行う場合に金利の優遇措置を行った。平成28年度の貸付実績は、約11万件、約2.0兆円となった(平成28年12月末時点)。

#### 2. 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)【28年度予算:39.8億円】【財政投融資】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行った。(平成28年度の実績は、36,863件、2,187億円(平成29年1月末時点)。)

#### 3. 小規模事業者経営発達支援融資事業【28年度予算:0.2億円】【財政投融資】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本公庫が低利で融資を行った。(平成28年度の実績は、205件、19.7億円(平成29年1月末)。)

#### 4. 資本金劣後ローンの推進【28年度予算:158.0億円の内数】【財政投融資】

資本金劣後ローンとは、中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資金(資本金)を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化する日本公庫の融資制度である。平成28年度の貸付実績は、約900件、約514億円となった(平成29年1月末時点)。

(注) 期限一括償還型の貸付であって、融資を受けた中小企業・小規模事業者が法的倒産となった場合に貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる制度。毎期の決算の成功度合いに応じて金利を変更する等の制度設計とすることにより、当該劣後ローンは、金融検査上自己資本とみなすことが可能となっている。

#### 5. (再掲)中小企業・小規模事業者経営力強化融資保証【28年度予算:16.0億円】【財政投融資】

認定支援機関の支援を前提とした、日本公庫による創業または経営多角化・事業転換等を行う中小企業・小規模事業者に対する低利融資等を整備することで、経営力の強化を図った。

#### 6. 借換保証の推進【28年度補正予算:125.0億円】

信用保証協会が、複数の借入債務を一本化し、足下の返済負担の軽減を図るための借換保証を推進。平成28年度(平成28年12月末まで)の保証承諾実績は、133,276件、約2兆5,600億円となった。

また、経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件を緩和の実施によりため前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者等を支援するため、条件変更改善型借換保証を創設した。

#### 7. セーフティネット保証

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者等に信用保証協会が一般の保証枠とは別枠での保証を実施した(原則100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。)

平成28年度は、熊本地震(4号)、三菱自動車工業(株)による不正行為に伴う生産活動の制限(2号)等により発動されている。

また、セーフティネット保証5号は、引き続き最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比で一定割合以上減少等の基準を満たす業種を指定した。

平成28年度(平成28年12月末まで)の保証承諾実績は、21,696件、4,699億円となった。

#### 8. 信用保証協会による経営支援【平成28年度予算:12.0億円】

信用保証協会の利用者又は利用予定している創業(予定)者、経営改善等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施した。

平成28年度(平成28年12月末まで)は、約13,000回の専門家派遣を実施している。

#### 9. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

自らでは経営改善計画の策定ができない中小企業・小規模事業者等に対して、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関(税理士、弁護士、金融機関等)による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担(2/3)した。平成28年12月末における相談件数は6,467件、新規受付件数は1,772件となり、制度発足時(平成25年3月)から平成28年12月末までの実績は、相談件数38,543件、新規受付件数は12,769件となった。

#### 10. 中小企業再生支援協議会【28年度予算:58.4億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による

課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。平成28年4月から12月末までの実績は、相談件数1,204件、再生計画の策定完了件数567件となり、制度発足時から平成28年12月末までの実績は、相談件数38,170件、再生計画の策定完了件数11,618件となった。

#### 11. 中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)

産業競争力強化法に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を行い、その計画に従った事業の承継を行う場合に、許認可承継の特例措置及び金融支援を実施した。計画認定件数は平成28年12月末までの実績は3件、産業活力再生特別措置法に基づき措置された制度創設時(平成21年6月)から合計すると39件となった。

#### 12. 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の再生計画上、資金繰り支援、経営支援や必要な資金供給等を実施するため、中小機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、地域内の中小企業の再生を支援する地域型ファンドや広域的に中小企業の再生を支援する全国型ファンドの組成・活用を促進する取組を行った。平成28年12月末までに48件のファンドが創設され、ファンドの総額は約1,503億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は平成28年12月末までに397社、約811億円に上った。

#### 13. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等【28年度予算:1億円】

平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、平成25年度に中小機構地域本部等に設置した相談窓口と、ガイドラインの利用を希望する方への専門家派遣窓口について、引き続き実施した。また、平成25年度に拡充・創設した公的金融機関における経営者保証によらない融資・保証制度について、一層の推進を図るため、制度の改正を行った。加えて、中小企業・小規模事業者等に対してダイレクトメールやSNS等によるガイドラインの広報を行った。

#### 14. 金融行政における小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融行政方針に基づき、金融機関に対し、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図るよう促した。

#### 15. 低保険料率の農林水産業関係法人向け貿易保険の新設

保険料率が低く、中小企業が利用しやすい「中小企業輸出代金保険」の対象を農林水産業関係法人等に拡大。(「中小企業・農林水産業輸出代金保険」を新設)。

#### 16. 沖縄の中小企業金融対策【財政投融资】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本公庫が行う業務・取組について、同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度の拡充を実施した。

#### 17. 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用

中小企業の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用を推進した。その普及策として、平成28年度においても、「中小企業の会計に関する基本要領」を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率を0.1%割り引く制度を実施した。

### 第4節 人材・雇用対策

#### 1. 中小企業・小規模事業者人材対策支援事業【28年度予算:18.1億円】

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域特性に合わせ、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘し、紹介、定着などを支援した。また、中小サービス業・ものづくり現場の中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成することを目的に、マッチングや実地研修の組成、外部講習受講の支援を行った。

#### 2. 中小企業大学校における人材育成事業【中小機構交付金の内数】

全国9か所にある中小企業大学校において、中小企業支援人材の能力向上のための研修を実施するとともに、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修を実施した。

#### 3. ふるさとプロデューサー育成支援事業【28年度予算:10.0億円の内数】

地域の関係者を巻き込み、地域資源を活かした魅力ある産品を「地域ブランド化」し、海外市場を見据えて販路開拓を行う取組の中心的担い手となることができる人材育成の取組を支援した。

#### 4. 労働者の雇用維持対策【28年度予算:82.6億円】

景気の変動等に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給した。また、本助成金については、不正受給防止対策にも積極的に取り組んでおり、不正受給を行った事業主名等の公表、実地調査の実施等、本助成金のより一層の適正な支給に努めた。

#### 5. 魅力ある雇用創出に向けた雇用管理の改善の支援【28年度予算:61.0億円】

職場定着支援助成金において、企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある雇用創出を図るため、中小労確法に基づき各都道府県知事に改善計画の認定を受けた中小企業団体(事業協

同組合等)が労働環境向上事業を行った場合に助成を行った。また、中小企業・小規模事業者等が就業規則・労働協約等を変更し、雇用管理制度を新たに導入した場合及び従業員の離職率を低下させた場合や、介護福祉機器を導入等した場合に助成を行った。また、当該コースの中に、賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る介護事業主及び保育事業主を支援する介護労働者雇用管理制度助成(平成28年4月)及び保育労働者雇用管理制度助成(平成28年10月)を創設した。

#### 6. 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業【28年度予算:8.8億円】

人材不足分野の事業を営む事業主が、人材確保のために従業員の処遇や職場環境の改善などの雇用管理改善を行う場合に、雇用管理制度の導入支援等を実施し、「魅力ある職場づくり」を支援した。

##### ①モデル調査コース

事業主が取り組むべき雇用管理の内容が明確となっていない分野を対象として、雇用管理上の課題を抱える事業主に対し、その課題の解消に資する様々な雇用管理制度をモデル的に導入・運用するためのきめ細かなコンサルティングを実施した。

##### ②啓発実践コース

人材不足分野のうち、介護分野や建設分野について、雇用管理改善の実践段階に課題を抱える事業主に対し相談支援を行い、業界ぐるみでの雇用管理改善の実践や、雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心とした地域ネットワーク・コミュニティによる地域ぐるみでの雇用管理改善の実践を促進した。

#### 7. 地域雇用開発奨励金【28年度予算:33.2億円】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発奨励金を支給した。

#### 8. 戦略産業雇用創造プロジェクト【28年度予算:99.4億円】

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業施策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施した。

#### 9. 雇用促進税制の延長【税制】

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に始まる各事業年度において、一定の要件を満たした法人で、雇用機会が不足している地域(地域雇用開発促進法に基づく同意雇用開発促進地域)において、質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)を創出させた場合、その増加雇用者一人当たり40万円の税額控除を行うことができる施策を実施した。

#### 10. 失業なき労働移動の促進【28年度予算:132.0億円】

労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成を行った。

また、労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金)により、再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合や、雇入れ後、当該労働者に対し訓練を行った場合に助成を行った。

さらに、労働移動支援助成金(キャリア希望実現支援助成金)により、65歳を超えても安定的な雇用機会を得ることができるよう、生涯現役企業(65歳を超えて継続雇用が可能な企業)が自発的にキャリアチェンジを希望する労働者を移籍により受け入れた場合や、移籍等により労働者を受入れた事業主がその労働者に対して訓練を実施した場合に助成を行った。

#### 11. 福祉人材確保重点プロジェクト【28年度予算:16.8億円】

福祉(介護・医療・保育)分野におけるサービスを担う質の高い人材の安定的な確保のため、全国の主要なハローワークに設置する「福祉人材コーナー」を中心に、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施した。

#### 12. 若者応援宣言事業の促進【28年度予算:7.2億円の内数】

若者の採用・育成に積極的で、企業情報等を積極的に公表する中小企業については、「若者応援宣言企業」として情報発信の後押しを行った。

#### 13. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【28年度予算:7.2億円の内数】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(昭和45年法律第98号)に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援した。

#### 14. 3年以内既卒者等採用定着奨励金【28年度予算:5.1億円】

既卒者や中退者の新規学卒卒での応募機会の拡大及び定着・促進を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、一定期間定着させた事業主に対して「三年以内既卒者等採用定着奨励金」を支給した。

#### 15. 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【28年度予算:11.0億円】

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、  
① 経営改善と労働条件管理の相談等にワンストップで対応するため、「最低賃金総合相談支援センター」を全国(47カ所)に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施する。

② 全国規模の業種別中小企業団体を対象として、賃金の引上げに向けた販路拡大等のための市場調査や新たなビジネスモデル開発等、生産性向上のための取組に要した経費を助成(上限 2,000 万円)する。

③ 全国 47 都道府県の中小企業・小規模事業者を対象として、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内の時間給 1,000 円未満の労働者の賃金を 60 円以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を助成(助成率 1/2、企業規模 30 人以下の小規模事業者は 3/4)する。

なお、平成 28 年度第2次補正予算以降、②について対象を都道府県規模の中小企業団体に拡充し、③について助成コース、助成率等の拡充を行った。(継続)

#### 16. キャリアコンサルティングの普及促進

民間職業紹介・就職支援機関や企業の人事管理・人材育成部門、学校におけるキャリア教育などにおいて、キャリアコンサルティング(労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。)の活用について普及促進を進めている。平成 28 年 4 月には、キャリアコンサルティングを行う専門家として「キャリアコンサルタント」を国家資格化するとともに、企業等に対しては、労働者のキャリア形成における「気づき」を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組みである「セルフ・キャリアドック」の導入を推進している。

### 第3章 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

<小規模企業振興基本計画における目標(3)>

#### (3)地域経済の活性化に資する事業活動の推進

—地域のブランド化・にぎわいの創出—

地域に根差して事業活動を行う小規模企業の活力向上には、個々の事業者の支援のみでなく、地域全体が面的に活性化することが必要である。同時に、小規模企業の事業が活性化することにより、地域が活力を取り戻すという側面もあり、小規模企業の振興と地域経済の活性化は表裏一体である。多様な機能を有する地域のコミュニティが持続し、地域を活性化するためには、地域に存在する魅力を掘り起こし、面的・横断的に捉え、創造的な発想・取組により、地域の魅力を内外に対して広く浸透させていくことが重要である。これにより、地域のブランド化を進め、にぎわいを創出する。その際、国の関係省庁、地方公共団体及び支援機関等が適切に連携を図ることにより、効果を高める。

これらの取組により、小規模企業とともに持続・発展する地域づくりを進める。

### 第1節 地域資源の活用

#### 1. 小規模支援法による経営発達支援計画の認定

小規模支援法に基づき、全国の商工会・商工会議所が市町村や地域の金融機関等と連携して、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制の整備を全国各地で進めるため、商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」について、第4回認定までに、累計1,127件(1,303単会)の認定を行った。

#### 2. (再掲)小規模事業対策推進事業【28年度予算:51.5億円の内数】

改正小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援(採択数:659件)した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業(調査研究事業:61件、本体事業(1年目:86件、2年目:24件)に対し、幅広い支援を行った。

#### 3. ふるさと名物支援事業【28年度予算:10.0億円】

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援した。また、地域資源の活用や、農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援した。

#### 4. (再掲)JAPANブランド育成支援事業【28年度予算:10.0億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援した。

#### 5. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」という。)に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、以下の3品目について、伝統的工芸品の指定を行った。

・愛知県「尾張仏具」、長崎県「長崎べつ甲」、沖縄県「南風原花織(はえばるはなおり)」平成29年1月26日指定

#### 6. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【28年度予算:12.5億円】

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」という。)に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行った。

## ①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・後継者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・意匠開発事業
- ・連携活性化事業
- ・産地プロデューサー事業 等

## ②伝産法第23条に基づく一般社団法人・一般財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・人材確保および技術技法継承事業
- ・産地指導事業
- ・普及推進事業
- ・需要開拓事業 等

また、伝統的工芸品の産地ブランド化推進として、伝統的工芸品の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、伝統的工芸品の産地にデザイナー等の外部人材等を招聘する取組を支援。

## 7. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施。平成28年度においては、福井県で全国大会を開催した。

**第2節 商店街・中心市街地の活性化**

## 1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じた。

## 2. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。

## 3. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。平成28年度(平成29年1月末時点)は358件の相談対応を実施した。

## 4. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。平成28年度(平成29年1月末時点)は29地域に専門家を派遣した。

#### 5. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。平成28年度(平成29年1月末時点)は16地域でセミナーを開催し、19地域へ助言等を実施した。

#### 6. (再掲)企業活力強化資金【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図るため、日本公庫が必要な資金の貸付を行った。平成28年度(平成29年1月末時点)の貸付実績は、11,510件、952億円となった。

#### 7. 商店街・まちなかインバウンド促進支援事業【27年度補正予算:10.0億円】

商店街等における、外国人観光客の買物需要等を取り込むための環境整備等の取組を支援した。平成28年度には、商店街インバウンド促進支援事業において43件、中心市街地活性化事業において6件採択した。

#### 8. 地域・まちなか商業活性化支援事業【28年度予算:20.3億円】

商店街等における子育て・高齢者支援サービスの提供や空き店舗への店舗誘致、中心市街地における複合商業施設の整備などの取組を支援した。平成28年度には、地域商業自立促進事業において、調査分析事業を41件、支援事業を28件採択し、中心市街地再興戦略事業において、調査事業を3件、先導的・実証的的事业を3件、専門人材活用支援事業を15件採択した。

#### 9. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法の改正により創設した「特定民間中心市街地経済活力向上事業」に基づいて行われる、[1]建物及び建物附属設備、構築物の取得に対し、5年間30%の割増償却制度、[2]不動産の取得に対し、その不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を講じた。

#### 10. 商店街・まちなか集客力向上支援事業【28年度補正予算:15.0億円】

商店街・中心市街地の中長期的な成長基盤の構築につながる、外国人観光客による需要を取り込むために行う施設整備等の事業や、消費喚起に向けた商店街での高いセキュリティを有するIC型ポイントカードの導入等に対して支援を行った。(新規)

### 第3節 その他の地域活性化

#### 1. 地域の企業立地の促進

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づき、地域が自らの特色を活かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援するため、工場立地法の特例措置、日本公庫を通じた中小企業向け低利融資、企業立地に係る地方交付税措置を実施した。また、同法は施行後10年以内に、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとして規定しているため、産業構造審議会地域経済産業分科会を開催し、見直しに向けた検討を行った。

#### 2. 地域経済循環創造事業交付金【28年度予算:16.1億円】

産学官の連携により、地域の資源と資金(地域金融機関の融資)を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付する。

また、平成28年度より、地元高校生など地域の将来を担う若者のアイデアを活用した創業を支援する次世代コラボ創業支援事業を創設し、次世代が地域に愛着をもち、定着することを促進する。

#### 3. 企業の地方拠点強化税制【税制】

地方創生のためには、東京一極集中を是正し、地方に良質な雇用を創出することが必要である。このため、企業の本社機能等(事務所、研究所、研修所)の東京23区から地方への移転や地方における拡充をした場合に、計画の認定を受けた企業のオフィス等に係る建物等の取得等について、取得価額の15%の特別償却(移転型事業の場合には、取得価額の25%)又は取得価額の4%の税額控除(移転型事業の場合には、取得価額の7%)の選択適用、その地方拠点において雇用した者に対する雇用促進税制の特例を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置を引き続き講じる。また、平成28年度税制改正において、雇用促進税制の特例措置について、一定の調整措置を講じた上で、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度と併用できることとした。

#### 4. 地域中核企業創出・支援事業【28年度予算:20.5億円】

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース(大学、協力企業、金融機関等)とのネットワーク構築を支援した。さらに、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案/販路開拓等をハンズオン支援した。また、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を設立し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援した。

#### 5. 連携中枢都市圏の取組の推進【28年度予算:1.3億円の内数】

連携中枢都市圏の形成を支援するため、国費による委託事業を実施した。また、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上に資する取組を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、地方財政措置を講じた。平成29年1月末時点で、17圏域で連携中枢都市圏が形成されている。

#### 6. 地域中核企業支援貸付制度【28年度予算:財投計画額70.0億円】

地域の中核を担い地域経済へ一定の影響力を有する中堅中小企業が、新分野への進出等のイノベーションの取組や戦略的な経営改善の取組を行う場合に、商工中金が地域中核企業支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払いによる融資を行った。平成28年度の実績は、48件、54億円となった(平成29年1月末現在)。

#### 7. 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡大のための税制措置【税制】

平成28年度税制改正において、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充として、免税販売の対象となる購入下限額の引下げや、商店街区内の大規模小売店舗を設置している者が商店街の組合員である場合、大規模小売店舗とこの商店街区を一つの特定商業施設として、免税手続カウンターの設置を認める措置等を講じた。

#### 8. 地域連携支援貸付制度【28年度予算:財投計画額30.0億円】

地域資源を活用する事業協同組合・企業連携体が、新事業展開、地域資源活用、連携・再編等の取組を行う場合に、商工中金が地域連携支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払いによる融資を行った。平成28年度の実績は、26件、22億円となった(平成29年1月末現在)。

#### 9. 観光資源等を活用した地域高度化計画の策定等事業

地域の観光産業等の高度化を図るため、観光地の目指す具体的なビジョン及びビジネスモデルを含んだマスタープランの策定や、スタジアム・アリーナを核としたまちのにぎわいづくりに関する計画策定等に取り組んでいる。

#### 10. 国際化に対応した地域における消費単価向上支援事業【27年度補正予算:1.0億円】

地域への来訪と消費が期待される外国人旅行者の属性を特定し、彼らが求める新たなサービスの検討・試行や、彼らの消費マインドを活性化する統一感のある街並み(サービス・スケープ)の創出によって、地域の商業・サービス集積を高度化する取組を支援した。

## 第4章 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

### <小規模企業振興基本計画における目標(4)>

#### (4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

—事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応—

小規模企業は、人口減少等の構造変化の中で、地域で雇用を維持して事業を行うだけでも大変な努力が必要である。

この状況を踏まえ、様々な支援機関が、小規模企業の視点に立ち、伴走しながらきめ細かく丁寧に応えていく姿勢で支援に臨むことが何より必要である。また、支援に当たっては、一時的な支援ではなく継続した支援を行うことも肝要である。さらに、国、地方公共団体及び支援機関が連携することで、国内外の新たな需要を開拓し、これまでの商圈を越えてチャレンジする小規模企業が的確に需要を見据え、獲得できるよう支援を行うことも極めて重要である。

このような支援を効果的に行うため、地域ぐるみで総力を挙げて小規模企業の課題を解決し、成果を出す支援体制の構築を目指す。

#### 第1節 経営支援体制の強化

##### 1. (再掲)小規模事業対策推進事業【28年度予算:51.5億円の内数】

改正小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援(採択数:659件)した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業(調査研究事業:61件、本体事業(1年目:86件、2年目:24件)に対し、幅広い支援を行った。

##### 2. 中小企業連携組織支援対策推進事業【28年度予算:6.8億円】

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部の助成などの支援を行ったほか、指導員向けの研修等も支援した。また、外国人技能実習生受入事業を行う組合(監理団体)等の事業の適正化を支援した。

##### 3. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等が共同で取り組む事業に対し、中小機構と都道府県が協調し、事業計画への診断・アドバイスを行うとともに、必要な設備資金について、長期・低利(又は無利子)の貸付を行った。

#### 4. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【28年度予算:54.7億円】

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施した。(事業開始から平成28年12月までに47.8万件の相談対応)

#### 5. ローカルベンチマークの活用促進

ローカルベンチマークの活用促進について、中小企業等経営強化法(平成28年法律第58号)に基づく基本方針において、中小企業者が認定申請書の作成の際にローカルベンチマークを活用すること定めたとともに、各地の商工団体や地域金融機関等に対する説明会を実施した。また、平成28年4月に設置した「ローカルベンチマーク活用戦略会議」において、金融機関や支援機関による活用事例の紹介や、ローカルベンチマークによる分析方法の更なる充実のための見直し等を含めた検討を実施した。

### 第5章 その他の小規模企業振興関係施策

#### 第1節 被災地の中小企業・小規模事業者対策

##### 1. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】

東日本大震災及び、平成28年熊本地震により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した。(東日本大震災型の平成28年度の実績は、マル経融資で503件、1,680百万円、衛経融資で4件、7百万円(平成29年1月末時点)。平成28年度熊本地震型の平成28年度の実績は、マル経融資で38件、157百万円、衛経融資の実績はなし(平成29年1月末時点)。)

##### 2. 政策金融事業【28年度予算:157億円の内数】【財政投融資】

東日本大震災及び熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本公庫(国民生活事業及び中小企業事業)・商工中金において、「東日本大震災復興特別貸付」及び「平成28年熊本地震特別貸付」(平成28年6月制度開始)を継続的に実施している。本制度の運用開始後、平成28年12月末までの貸付実績は、東日本大震災復興特別貸付が、約29万7千件、約6兆357億円、平成28年熊本地震特別貸付が、約1万2千件、約1,650億円となった。また、東日本大震災においては、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も平成23年度に創設(平成23年8月22日より措置)しているところ、平成28年度も引き続き実施した。

### 3. 信用保証事業【28年度補正予算 184億円の内数】

東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の新たな保証制度を平成23年度に創設。平成27年度も、特定被災区域内において引き続き実施した(100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。)。本制度の運用を開始した平成23年5月23日から平成28年12月末までの保証承諾実績は、129,773件、2兆6,361億円であった。

また、平成28年4月に発生した熊本地震においては、九州全域でセーフティネット保証4号(平成28年4月14日より順次発動)を発動したほか、熊本県全域(平成28年4月26日発動)では災害関係保証も発動した。両制度の平成28年12月末までの保証承諾実績は、6,538件、1,067億円であった。

### 4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金(運転資金・設備資金)を長期・無利子、無担保での融資を行った。

### 5. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による事業再生支援【28年度予算:25.6億円】

平成23年度に、被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して「産業復興相談センター」を設立するとともに、債権買取等を行う「産業復興機構」を設立することで、東日本大震災により被害を受けた中小事業者等の事業再生支援を強化した。平成28年度には、事業者への相談体制を拡充させるため、福島県いわき市に常設窓口を新たに開設。各県の産業復興相談センターにおいては、平成29年2月28日までに5,594件の事業者からの相談に対応しており、そのうち対応を終了したものは5,481件となった。主な実績としては、金融機関等による金融支援について合意した案件は1,029件、うち債権買取は333件となった。

### 6. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による事業再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施した。東日本大震災事業者再生支援機構では、平成24年3月5日の業務開始以来これまでに2,502件の相談を受け付けており、そのうち687件の事業者に対して、債権買取等の再生支援を行う旨の決定をした(平成29年2月末現在)。

また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、平成28年12月20日に主務大臣の認可を受けて、支援決定期間を平成30年2月22日まで1年間延長した。

### 7. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小企業者や小規模事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再建に取り組む際に、金利負担を低減することにより、早

期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業、具体的には産業復興相談センターによる再生計画策定支援の期間中に発生する利子を補填するもので平成 23 年度に創設した。本施策については、平成 28 年度も引き続き実施した。

#### 8. 被災中小企業復興支援リース補助事業

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の 10%を補助した。

#### 9. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

##### ○東日本大震災【28 年度予算:290 億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 の補助、

②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が 1/2 の補助

を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

##### ○熊本地震【28 年度補正予算: 1003.5 億】

熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 の補助、

②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が 1/2 の補助、

③激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)に基づき、事業協同組合等が行う共同施設の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 の補助、

④商店街における、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等に要する費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 の補助

を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

※①及び②については、28 年度予算を繰り越して 29 年度においても引き続き公募等を実施する。

##### 10. 仮設工場仮設店舗整備事業【28 年度予算:8.3 億円の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、中小機構が仮

設工場や仮設店舗等を整備し、被災市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施しており、平成29年1月末までに6県52市町村588箇所に施設を設置している。また、平成26年4月より仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の助成事業を実施しており、平成29年1月末までに38件の助成を実施している。

#### 11. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

##### ○東日本大震災

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。

##### ○熊本地震

熊本地震により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。

#### 12. 事業復興型雇用創出事業【28年度予算:40.6億円】

被災地での安定的な雇用を創出するため、産業施策と一体となって雇用面から支援を実施した。

#### 13. 特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部等及び経済産業局に特別相談窓口を設置し、東日本大震災等の被災中小企業者等からの経営・金融相談に応じた。

#### 14. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

#### 15. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮【28年度予算:9.9億円】

「平成28年熊本地震」に関し、被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について、4月27日付で中小企業庁長官名にて各府省等あて要請文書を発出するとともに、その後、毎年度策定する「中小企業に関する国等の契約の基本方針」にも盛り込んだ。また、引き続き、東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮等を同基本方針に盛り込み、周知徹底を図った。

#### 16. 被災者雇用開発助成金【28年度予算:2.2億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給した。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せした。

17. 放射線量測定指導・助言事業【28年度予算:0.3億円】

今後、避難指示区域の見直し・解除とともに被災企業の事業再開や被災地への企業立地の進展が見込まれる。こうした動きを踏まえ、風評被害対策として、工業品等の放射線量や放射性物質の種類・量の測定、検査及び指導・助言を行った。

18. 福島県等復興産学官連携支援事業【28年度予算:1.0億円】

東日本大震災、原子力災害により、未だ風評の影響が残る福島県、宮城県を対象として、被災企業と大学、公的研究機関、大手企業等との連携の機会を提供し、試作品製作等を支援することにより、商品開発、販路開拓を促進した。

19. 原子力災害対応雇用支援事業【28年度予算:42.4億円】

原子力災害の影響を受けた福島県内の被災者の一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図るための事業を実施した。

20. 震災等対応雇用支援事業

被災地における被災者の一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図るための事業を実施した。

21. 商店街震災復旧等事業(商店街にぎわい創出事業)【28年度予備費:11億円の内数】

熊本地震により被災した地域(熊本県)の商店街による商店街のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用に対して支援を行った。

22. 福島イノベーション・コースト構想 地域復興実用化開発等促進事業【28年度予算:69.7億円】

ロボット技術など福島イノベーション・コースト構想の重点分野(\*)について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を支援した。(新規)

\* 廃炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業、医療機器等の分野を言います。

23. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【28年度予算:74.0億円(基金)】

福島県の原子力被災12市町村で被災した中小事業者の自立を集中的に支援し、当該地域における働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する設備投資等の費用の一部補助を行った。

#### 24. 原子力災害被災地域における創業等支援事業【28年度補正予算:1.5億円】

福島県の原子力被災12市町村のまち機能の回復やそれを通じた被災事業者の自立に向け、新規創業や12市町村外からの事業展開等に際して必要となる設備投資等に対する補助を行うとともに、投資の活性化に向けた環境の整備を行った。

#### 25. 生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援事業【28年度予算:1.4億円】

福島県の原子力被災12市町村において、地元商店による共同配達や医療サービス等に必要な移動・輸送手段の支援を行った。

#### 26. 人材マッチングによる人材確保支援事業【28年度予算:5.0億円】

福島県の原子力被災12市町村において、人材コーディネーターが被災地の事業者が求める人材ニーズをきめ細かく把握し、12市町村内外からの人材の呼び込みを進めるべく、これらニーズを求職者に幅広く共有し、マッチング支援を行った。

#### 27. 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング事業【28年度予算:3.7億円】

事業者の販路開拓や新ビジネス創出等のため、事業者間マッチング等を行った。具体的には、事業者間のマッチングに加え、マッチング後の事業が円滑に進むように専門家による指導等により事業者をサポートを行った。

#### 28. 地域の伝統・魅力等の発信支援事業【28年度予算:0.5億円】

福島県の原子力被災12市町村の地域の魅力や伝統工芸品や特産品(地元の農・商工産品)等を国内外に発信するため、展示会への出展等を行う事業者等へ支援を行った。

#### 29. 官民合同チーム個別訪問支援事業【28年度予算:82.0億円(基金)】

福島相双復興官民合同チームにおける、福島県の原子力被災12市町村の被災事業者に対する相談支援体制を強化。カウンセラー、コンサルタント、中小企業診断士等の専門家を交えたチームを構築し、事業再開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者に寄り添ったコンサルティング支援を行った。

### 第2節 財務基盤の強化

#### 1. 法人税の軽減税率【税制】

年所得800万円以下の部分に係る法人税率(19%)を15%に引き下げる措置を講じた。

#### 2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く)ができる措置。なお、機械装置等のうち、生産性の向上に資する一定の設備を取得した場合には、即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%)ができる。

### 3. 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例制度【税制】

少額減価償却資産(取得価額30万円未満のもの)を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置(従業員1,000人超の法人を除く)。

### 4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度の所得金額から控除することができる措置。平成28年度税制改正において、平成30年度から繰越期間を10年間(現行:9年)とすることとされた。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻し、法人税額の還付を請求することができる措置。

### 5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が商工会議所等の経営改善指導に基づき設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く)ができる措置。

### 6. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額(800万円)までの損金算入、②支出した接待飲食費の50%までの損金算入を選択適用できる措置。

### 7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施した。

## 第3節 取引価格の適正化、消費税転嫁対策

### 1. 下請等中小企業の取引条件の改善

下請等中小企業の取引条件改善に幅広く取り組むため、平成27年12月に下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議(以下「連絡会議」という)を設置した。連絡会議設置以降、大企業・中小企業双方に対する大規模な調査・きめ細かなヒアリングを行ったところ、金型の保管コストの押しつけや手形払いといった様々な課題が明らかになったことから、平成28年9月15日には、対策パッケージとして「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表した。これに基づき、

平成28年12月14日、下請中小企業振興法(以下「下請振興法」という。)に基づく振興基準、下請代金の支払に関する通達を見直すとともに、公正取引委員会による下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)に関する運用基準の改正に協力し、関係法令の運用を強化した。また、基準等改正を踏まえ、産業界では7業種12団体で自主行動計画を策定することとした。さらに、下請適正取引等の推進のためのガイドライン(以下「下請ガイドライン」という。)を改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係るベストプラクティスを追加した。

## 2. 下請代金法の運用強化 【28年度予算:9.9億円の内数】

平成28年12月14日、下請代金の支払手段に関する通達を改正するとともに、公正取引委員会による下請代金法に関する運用基準の改正に協力し、法令の運用を強化した。改正した運用基準については、同日に改正した下請振興法に関する振興基準、下請代金の支払手段に関する通達とあわせて、業界団体約870団体(平成28年12月20日付)・親事業者約21万社(平成29年1月6日付)に対して、経済産業省、公正取引委員会の連名で、今般の改正内容の周知徹底、法令遵守に向けた社内体制の整備等を指導するよう要請した。

下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運用に努めた。さらに、11月に実施する「下請取引適正化推進月間」においては、特別事情聴取を実施し、下請代金法の厳格な運用を図った。

## 3. 相談体制の強化と下請取引適正化 【28年度予算:9.9億円の内数】

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業等の企業間取引に関する相談に対応した。また、下請代金法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。さらに、下請ガイドラインについて、全国で説明会を開催した。

## 4. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援 【28年度予算:9.9億円の内数】

下請振興法に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施した。また、親事業者の生産拠点が閉鎖又は縮小(予定も含む)された地域における下請中小企業・小規模事業者が行う新分野進出等に対し、補助金により支援を実施した。

## 5. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援 【28年度予算:9.9億円の内数】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業・小規模事業者に対して、「ビジネス・マッチング・ステ

ーション(BMS)の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行った。平成29年3月末現在の登録企業数は〇〇〇社である。また、新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を8会場で開催した。

#### 6. 下請事業者への配慮要請等【28年度予算:9.9億円の内数】

平成28年12月14日、下請振興法に基づく振興基準を改正した。改正した振興基準については、同日に改正された下請代金法に関する運用基準、下請代金の支払手段に関する通達とあわせて、業界団体約870団体(平成28年12月20日付)・親事業者約21万社(平成29年1月6日付)に対して、経済産業省、公正取引委員会の連名で、今般の改正内容の周知徹底、法令遵守に向けた社内体制の整備等を指導するよう要請した。

また、平成28年12月20日、こうした下請取引の適正化に積極的に取り組む親事業者たる中小企業等の資金繰りに重大な支障が出ないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出等に努めるよう、政府系金融機関に配慮を要請した。

#### 7. 価格交渉サポート事業等【27年度補正予算:4.0億円の内数】

下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて、事例集やハンドブックを作成するとともに、個別指導やセミナー開催等による広報を行った。また、下請ガイドライン作成業種ごとに、同ガイドラインのフォローアップや浸透に向けた取組の強化等を行った。

#### 8. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【28年度予算:32.1億円】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に転嫁対策調査官を配置した。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。

### 第4節 消費税軽減税率対策

#### 1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援【27年度予備費:995.8億円】

消費税軽減税率制度の実施に当たり混乱が生じないよう、事業者の準備が円滑に進むように支援を行った。具体的には、①中小小売事業者等に対して、複数税率に対応したレジの導入等の支援を行うとともに、②複数税率への対応ができない電子的な受発注システムを用いている中小小売事業者・卸売事業者等に対して、システム改修の支援を行った。

#### 2. 消費税軽減税率対応窓口相談等事業【27年度補正予算:170億円】

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等

による周知等を行った。また、消費税転嫁対策窓口相談等も併せて実施した。

#### 第5節 経営安定対策

##### 1. 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済制度)【中小機構交付金の内数】

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度である。平成28年12月末現在で42.5万社が在籍しており、平成28年4月から平成28年12月末までの新規加入者、新規貸付金額はそれぞれ、3.8万社、43.2億円に上った。

##### 2. 経営安定特別相談事業【28年度予算:0.37億円】

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設置されている。本相談室において経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を支援した。

##### 3. 中小企業 BCP(事業継続計画)普及の促進

中小企業・小規模事業者におけるBCPの策定・運用を支援し、さらなる普及・定着を図るため、平成26年度補正予算で措置された「中小企業・小規模事業者事業継続力強化支援事業」を引き続き実施し、中小企業・小規模事業者のBCP策定・運用等の支援を行った。また、普及支援体制の充実を図るため、

中小企業関係団体等が実施する支援担当者向けBCP研修・セミナーを支援した。さらに、中小企業・小規模事業者自らが策定したBCPに基づき防災施設等の整備を行う者に対して、日本公庫において低利融資を実施した。

##### 4. ダumping輸入品による被害の救済【28年度予算:0.5億円】

貿易救済措置のうちAD措置は、他国企業から我が国に対するダumping輸入により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請を受けて政府が調査を実施した上で関税の賦課により、公正な市場競争環境を確保する措置である。平成27年度5月に開始した韓国及び中国産水酸化カリウムに対するAD調査について、平成28年度8月に調査を終了し、AD措置の発動を行った。また、平成28年度9月に開始した中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対するAD調査についても、国際ルール及び国内法令に基づき公正且つ適切に進めている。また、WTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施した。

#### 第6節 官公需対策

##### 1. 「平成28年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知徹底【28年度予算9.9億円の内数】

平成 28 年度の中小企業・小規模事業者向けの契約比率を 55.1%と、引き続き新規中小企業者向け契約比率を平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、26 年度(推計 1%程度)比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるとする、「平成 28 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)を 8 月 2 日に閣議決定した。中小企業者の受注機会の増大のために実施する措置として、熊本地震の被災地中小企業・小規模事業者に対する配慮のほか、今後、中小企業庁が、契約の実績比率が大きく低下している機関等に対して、改善に向けた取組を聴取すること、地方公共団体の役務等の発注に際し、低入札価格調査制度等の適切な活用を促進すること等の措置を新たに盛り込んだ。

基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施した。

- (1)経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長(1,818 団体)に対し、文書により「基本方針」の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。
- (2)地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会(官公需確保対策地方推進協議会)を 8 月から 9 月にかけて 50 回開催した。
- (3)地方において新規中小企業者からの調達を推進するための取組に関する情報の共有や連携方策を協議する会議(新規中小企業者調達推進協議会)を開催した。
- (4)「官公需契約の手引」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布した。

## 2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」【28 年度予算:9.9 億円の内数】

中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営した。

### 第 7 節 人権啓発の推進

#### 1. 人権啓発【28 年度予算:1.9 億円】

中小企業・小規模事業者に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、人権意識の涵養を図るため、セミナー等の啓発事業を実施した。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施した。

### 第 8 節 調査・広報の推進

#### 1. 中小企業白書/小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等(平成 28 年(2016 年)版中小企業白書)を作成した。また、小規模企業の現状や課題を把握するた

め、小規模基本法第12条の規定に基づく年次報告等(平成28年(2016年)版小規模企業白書)を作成した。

## 2. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付したほか、中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた情報発信やイベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く普及・広報を実施した。

(1) 冊子類の発行 中小企業施策を利用する際の手引き書として200以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関(商工会、商工会議所等)、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) 「一日中小企業庁」の開催 開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を紹介し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催した。

昭和39年度以来、毎年度開催しており、平成28年度は、福岡県において開催した。

(3) インターネットを活用した広報

① ホームページによる広報 中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表した。平成28年度は、年間約3,500万ページビューのアクセスがあった。

② メールマガジン 各中小企業支援機関と連携し、元気な中小企業の紹介、施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信した。メールマガジン登録者数は、約90,000件(平成28年12月末現在)。

(4) ミラサポ(中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト)ミラサポを通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例などを分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届けた。(会員数:117,000、ミラサポメルマガ登録数:約88,000 平成29年1月末現在)

## 3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第10条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。

4. 中小企業景況調査の公表 中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構が実施する中小企業景況調査の公表を行った。

## 第6章 業種別・分野別施策

### 第1節 中小農林水産関連企業対策

#### 1. 6次産業化の推進

##### (1)6次産業化ネットワーク活動交付金【28年度予算:20.3億円】

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築して行う新商品開発や販路開拓の取組及び農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援した。また、市町村の6次産業化戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援した。

##### (2)農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施した。

##### (3)地理的表示等活用総合対策事業【28年度予算:1.7億円】

地理的表示(GI)保護制度に係る登録申請に対する支援及び普及啓発、GI等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、我が国のGIマーク及び農林水産物・食品等の海外における知的財産の侵害対策強化に取り組んだ。

##### (4)農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業【28年度予算:1.0億円】

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進した。

#### 2. 中小農林水産事業者向け支援

##### (1)木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【28年度予算:700億円】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資した。

##### (2)木材加工設備導入利子助成支援事業【28年度予算:0.04億円】

木材製品の高付加価値化や経営の多角化等を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入に対する利子助成を行った。

##### (3)次世代林業基盤づくり交付金【森林・林業再生基盤づくり交付金[木材加工流通施設等の整備]】

価格・量・品質面において安定的・効率的な供給ができるサプライチェーンを構築するために必要な木材加工流通施設の整備を支援した。

##### (4)強い農業づくり交付金及び産地活性化総合対策事業による乳業再編整備等への支援【28年度予算:228.4億円の内数】

###### (施策の目的)

飲用牛乳の消費が低迷する中、酪農家の経営安定に資するために、乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図ること等により、中小乳業の経営体質の強化を推進するため。

###### (施策の概要)

中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の施設の新増

設・廃棄、新增設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等に対する支援策を措置した。

集送乳の効率化や乳業の再編整備に向けた取組を着実に推進するため、地域における課題の把握・検討、具体的な計画の策定、従業員の合理化への取組等に対する支援策を措置した。

#### (5)食品の品質管理体制強化対策事業

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、①HACCP導入のための施設、設備の整備、②HACCP導入の前段階の一般衛生管理や品質管理を行うための体制、施設・設備の整備(高度化基盤整備)への金融支援を行った。(食品産業品質管理高度化促進資金)

#### (6)輸出総合サポートプロジェクト事業【28年度予算:14.8億円】

(施策の目的)

・2019年に輸出額1兆円とする目標の達成に向けて官民一体となって「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月「農林水産業・地域の活力創造本部」取りまとめ)に沿って、輸出促進の取組を実施。

(施策の概要)

- ・JETRO等への補助を通じて、輸出に取り組む事業者等に対し川上から川下に至る総合的なビジネスサポートを実施。
- ・今後輸出が強く期待される国・地域などで開催される海外見本市にジャパンパビリオンを設置し、事業者等と海外バイヤーが直接商談できる機会を提供。
- ・海外の有力なバイヤーを国内商談会に招へいしつつ、卸売市場や産地等への視察を通じて、日本製品の品目の特性や安全性等を理解してもらい、効果的に商談を実施。
- ・今後輸出が強く期待される国・地域を中心に、マーケティングやプロモーション、日本製品のPR等をするためのマーケティング拠点(インスタ・ショップ)を設置し、事業者の商品を試験販売し、現地の反応をフィードバックした。

(27年度からの変化)

・輸出に取り組む事業者の商品を試験販売し、現地の反応をフィードバックする「新興市場等におけるマーケティング拠点」を民間事業者等を含めて広く公募するとともに、その設置箇所数を拡充した。また、国内商談会の開催に当たり、海外の有力なバイヤーを招へいして、卸売市場や産地等への視察を通じて日本製品の安全性等の理解を深めてもらうことで、効果的に商談会を開催。

#### (7)輸出に取り組む事業者向け対策事業【28年度予算:8.4億円】

(施策の目的)

・2019年に輸出額1兆円とする目標の達成に向けて官民一体となって「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月「農林水産業・地域の活力創造本部」取りまとめ)に沿って、輸出促進の取組を実施。

(施策の概要)

・水産物、コメ・コメ加工品、花き、畜産物、林産物(木材)及び青果物の品目別輸出団体が、ジャ

パン・ブランドの確立を目的として、国内検討会の開催や海外マーケット調査、輸出環境課題の解決等の取組を実施。

- ・多様な加工品に関する国内の主要な輸出産地・関係事業者等を取りまとめる団体や、地方ブロック規模において複数の品目を取りまとめる団体等が、通年又は長期の安定供給の構築等を目的として、国内検討会、海外マーケット調査や海外での販路開拓の取組を実施。
- ・対象国・地域が求める検疫等条件への対応や国際的に通用する認証の取得・更新、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現を図るため、最適な輸出モデルの開発・実証を行う取組を実施。

(平成 27 年度からの変化)

- ・ジャパン・ブランドの確立に向けた取組のうち、国内検討会の補助率を定額から 1/2 に、品目別ロゴマークの管理の補助率を定額から 3/4 に変更。

### 3. 研究開発等横断的分野等における支援

#### (1) 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業【平成 28 年度:32.0 億円】

農林水産・食品分野の成長産業化を図るため、農林水産・食品分野における産学連携による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進した。

#### (2) 日本公庫による各種融資

①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④乳業施設の改善、⑤水産加工業の体質強化等の推進に対して融資した。

## 第2節 中小運輸業対策

### 1. 倉庫業への支援

経済・社会環境の変化の中で高度化・多様化する物流ニーズやトラックドライバー不足に対応するため、物流総合効率化法を改正し、物流の省力化・効率化を図るため、輸送機能と保管機能の連携した倉庫の整備を促進した。

また、倉庫の低炭素化の促進を実施するため、省エネ設備等の導入に対して支援を行った。

### 2. 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じた。

### 3. 中小造船業・船用工業対策【28 年度予算:(1):0.5 億円の内数、(2):160 億円(平成 25 年度予算)、(3):6.4 億円の内数、(4):0.9 億円】

(1)経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、〔1〕【経営技術の近代化に向けた講習会を全国 8 か所で実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研

修会を実施]した。

- (2)東日本大震災では東北の太平洋側に位置する造船所のほとんどが壊滅的な被害を受けた。地域の基幹産業である水産業を支える地元造船産業の早期復旧・復興を図るため、国土交通省では、中小企業庁等関係省庁と連携し、各種支援制度を活用した支援を行ってきた。地盤沈下等により震災前と同様の操業を行うことが困難となっている造船事業者に対しては、協業化・集約化による本格的な復興のための造船施設の整備を支援する「造船業等復興支援事業費補助金」を平成25年度に創設し、平成26年度末までに、8件、19事業者に対して補助金を交付決定(補助額計114.2億円)の上、復興事業を推進している。平成28年度末までに3件の事業が完了したところ、残り5件の事業の適正な実施を含め、東北造船業の早期復興に向けた支援を行っていく。[2]造船業等復興支援事業費補助金
- (3)我が国海洋産業の戦略的振興のための海洋資源開発技術、船舶からのCO<sub>2</sub>を削減する世界最先端の海洋環境技術の技術開発費、我が国海事産業の船舶の建造・運航における生産性向上のための技術研究開発費に対し34件(うち、中小企業の参加するプロジェクトは9件)補助を行った。[3]海事産業関連技術研究開発費補助金
- (4)平成28年7月に施行された中小企業等経営強化法に基づき、造船業・船用工業における事業分野別指針を策定し、税制優遇等の支援措置が受けられるよう、本指針に沿って中小企業・小規模事業者が策定した経営力向上計画を31件(平成29年1月末時点)認定した。【税制】
- (5)2015年度に開始した中小造船事業者の地域連携による高校生・大学生を対象とした造船所へのインターンシップや高校教員を対象とした造船教育研究会のトライアル事業を実施し、地域の造船企業と教育機関のネットワーク強化のためのガイダンスを取り纏めた。さらに、新たな取組として、高校生向けの魅力ある造船の教材の作成を行い、造船教育の強化を推進した。
- また、造船業において、平成27年4月から平成32年度末までの緊急かつ時限的措置として、即戦力となる技能実習修了者に対して、最大3年間の就労を認める外国人造船就労者受入事業を実施し、平成28年12月末までに約1,900人の外国人材が就労した。[4]造船業における人材の確保・育成

### 第3節 中小建設・不動産業対策

#### 1. 地域建設産業活性化支援事業【平成28年度:1.7億円】

社会資本の整備・維持管理や地域の防災・減災など、地域社会を支える中小・中堅建設企業及び建設関連企業(測量業、建設コンサルタント及び地質調査業)に対して、人材開発の専門家や中小企業診断士等の活性化支援アドバイザーが、経営上の課題又は施工管理等の技術的な課題の解決に資する幅広いアドバイスを実施。

また、担い手の確保・育成や生産性向上に資する取組でモデル性の高い案件については、重点支援として専門家の支援チームによる計画策定等の目標達成までの継続支援や計画実行段階の経費の一部支援を実施。

加えて、重点支援の取組や活性化支援アドバイザーの知見等を活かし、生産性向上に資する

ベストプラクティスの見える化、建設業に応用可能な他産業の生産性向上を参考にし、建設業版「生産管理モデル」の構築を検討し、本事業スキームによる支援にも活用するほか、ベストプラクティス・生産管理モデルに関するセミナー・個別相談会の開催や、オンライン講座等の効率的・効果的な教育手法を開発・試行。

## 2. 建設業における金融支援の実施

### (1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅元請建設企業が公共工事請負代金債権を担保に、融資事業者から工事の出来高に応じて融資を受けることが可能となる「地域建設業経営強化融資制度」を実施した。なお、本制度においては、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。

### (2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全及び資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する場合には、そのリスクを軽減する損失補償を実施し、また、当該下請建設企業等が負担する保証料について助成を行う「下請債権保全支援事業」について、事業期間を延長した。

## 3. 建設業の海外展開支援【28年度予算:0.7億円】

中堅・中小建設企業の海外進出を支援するため、経営者層を対象とした海外進出戦略セミナーを国内5ヶ所において開催し、訪問団をベトナム及びミャンマーに派遣した。そのほか、ベトナムでの海外見本市出展支援や国内での海外建設実務セミナーの開催、海外建設・不動産市場データベース等を通じた最新情報の発信等の取組みを行った。

## 4. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施した。

## 5. 地域型住宅グリーン化事業【28年度予算:110.0億円】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行う。

## 6. 木造住宅施工技術体制整備事業【28年度予算:5.1億円】

新規大工技能者の育成や大工技能者の技術力の向上に資するリフォーム技術講習等の取組に対する支援を行う。

#### 第4節 生活衛生関係営業対策

##### 1. 生活衛生営業対策【28年度予算:10.3億円】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施する。平成28年度においては、生活衛生関係営業者の経営改善を支援するため、生産性向上に資する取り組み事例を収集し取りまとめるとともに、業態、規模、地域性に応じたきめ細やかな経営相談、経営指導等を行うモデル事業(生活衛生関係営業生産性向上等モデル事業)などを重点的に実施した。

##### 2. 生活衛生関係営業者に関する貸付【28年度予算:25.0億円】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、株式会社日本公庫(生活衛生資金貸付)において、低利融資を行った。平成28年度においては、耐震化に係る運転資金の貸付内容の拡充等を行い、平成28年度補正予算においては、熊本地震により被災した生活衛生関係営業者等の資金繰り支援、雇用の維持・拡大を図る企業や経営支援を受ける企業に対し貸付利率の引下げ、インバウンド対応に係る資金の貸付利率の引下げを実施した。

#### 第5節 環境・エネルギー対策

##### 1. 中小企業等の温室効果ガス削減量等を認証する制度(J-クレジット制度)における手続等支援【28年度予算:4.4億円】

- J-クレジット制度は、中小企業等の設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、制度運営や事業計画の作成支援等を実施した。
- また、本事業では、カーボンフットプリント(CFP)制度で「見える化」された、製品・サービスのCO<sub>2</sub>排出量をクレジットにより埋め合わせるカーボン・オフセットの仕組みの基盤整備を実施し、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進した。
- 本事業により、中小企業等の省エネ設備投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を図った。

##### 2. 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連)【財政投融资】

中小企業の公害対策を促進するため、公害防止設備を導入する事業者に対して日本公庫による特別利率による融資を行う制度である。平成28年度においては、必要な見直しを行い、措置期間を平成29年3月31日まで延長した。

平成28年度における融資実績は、大気汚染関連が8件、221百万円、水質汚濁関連が3件、106百万円、産業廃棄物・リサイクル関連が42件、2,952百万円となった(平成29年1月末時点)。

### 3. 公害防止税制【税制】

公害防止税制は、中小企業を含む事業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、公害防止用設備（污水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例及び、公害防止用設備を取得した場合の特別償却等の措置であり、平成28年度も引き続き措置を講じた。

### 4. エネルギー使用合理化等事業者支援補助金【28年度予算:515.0億円】

工場・事業場単位での省エネ設備・システムへの入替、製造プロセスの改善等の改修による省エネや電力ピーク対策・事業者間の省エネ対策を行う際に必要となる費用を補助した。その際、省エネ法に基づくベンチマーク制度等、省エネ法との連携を強化し、より高い水準の省エネの取組を重点的に支援した。

### 5. 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業【27年度補正予算:442.0億円】

導入する設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える補助制度を創設した。高効率の省エネ設備への更新等を重点的に支援し、中小企業等の事業の生産性や省エネ性能を向上させ、競争力の強化につなげた。

### 6. エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金【28年度予算:27.0億円】

省エネ法に基づくトッパーランナー機器等、省エネ設備の導入を促進するため、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、利子補給を行った。事業の実施に当たっては地域金融機関等との連携を強化し、省エネに積極的に取り組む地域の中小・中堅企業等の省エネ投資を後押しした。

### 7. 省エネルギー対策導入促進事業【28年度予算:7.5億円】

中小・中堅事業者等に対し、省エネ・節電ポテンシャルの診断等を無料で実施するとともに、具体的な診断事例や省エネ技術などを広く情報発信し、横展開を図った。また、診断事業によって提案された省エネの取組を促進するため、中小企業等の経営状況を踏まえ、各地域できめ細かな省エネ相談を実施するプラットフォームを19箇所に構築した。

### 8. 環境関連投資促進税制【税制】

青色申告書を提出する個人及び法人が省エネや再エネの導入拡大に資する設備を取得等した場合には、初年度においてその取得額の30%の特別償却又は7%の税額控除（中小企業者等のみ）ができる税制措置について、平成28年度税制改正において、地熱発電、木質バイオマス発電設備等の追加及び太陽光発電設備のうち認定発電設備に該当するものの除外など、対象資産の見直しを行った上で、適用期限を2年延長した。

### 9. 地域低炭素投資促進ファンド事業【28年度予算:60.0億円】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域低炭素投資促進ファンド」からの出資を行った。

### 10. エコリース促進事業【28年度予算:18.0億円】

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用(頭金)を負担することが困難な中小企業等に対し、リース料総額の一部を補助することによって、頭金なしの「リース」の活用を促進し低炭素機器の普及を図った。

### 11. エコアクション 21

「エコアクション 21」は、平成 28 年 12 月末時点で認証・登録事業者数は 7,716 となった。中堅・中小事業者等の環境経営の有効性を高め、企業価値向上に資するよう、エコアクション 21 ガイドライン改訂の検討を引き続き実施した。また、大手企業のバリューチェーンでのエコアクション 21 導入を目的とした実証に着手するとともに、エコアクション 21 の仕組みを基礎に、CO2 削減に特化した環境マネジメントシステム導入支援事業を開始し、本年度は 157 社の中堅・中小企業が新たに環境マネジメントシステムを導入した。

## 第 6 節 知的財産対策

### 1. 特許出願技術動向調査【28年度予算:9.0億円の内数】

日本の産業界における研究開発戦略や知的財産戦略の立案に活用できる特許出願動向に関する調査を行った。平成 28 年度は、「スマートマニュファクチャリング」等の社会的に注目を集めている技術分野や「GaN パワーデバイス」等の日本が強みを有す技術分野に関連する 16 テーマについて調査を実施した。そして、調査結果を特許庁ホームページ等を通じて積極的に情報発信している。

### 2. 外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)【28年度予算:6.3億円】

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター等及び全国実施機関としてJETROを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国への出願に要する費用(外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等)の一部を助成した。

### 3. 知的財産権制度に関する普及【28年度予算:0.8億円】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の

手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会を開催した。

平成 28 年度は、47 都道府県において初心者向け説明会を 63 回、全国の主要都市で実務者向け説明会を 62 回実施した。

#### 4. 中小企業等海外侵害対策支援事業【28 年度予算:1.3 億円】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、JETRO を通じて、模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続等に要する費用を補助し、本件の採択件数は 20 件であった。また、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士への相談費用や訴訟に要する費用を補助し、本件の採択件数は 2 件であった。さらに、28 年度からは新たに、海外で現地企業等から自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願された際の異議申立や無効審判請求、取消審判請求等冒認商標を取消すために要する費用の補助を開始し、本件の採択件数は 10 件であった。

#### 5. 特許戦略ポータルサイト【28 年度予算:0.1 億円の内数】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトでは、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近 10 年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供した。

#### 6. 中小企業向けの特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業等に対し、審査請求料や特許料(第 1 年分から第 10 年分)を半額に軽減する措置を引き続き実施した。

また、中小ベンチャー企業・小規模企業等に対し、審査請求料、特許料(第 1 年分から第 10 年分)、国際出願に係る手数料(調査手数料、送付手数料、予備審査手数料)を 1/3 に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の 2/3 に相当する額を交付する措置を実施した。

#### 7. 早期審査・早期審理制度

出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるようにした。平成 28 年度の早期審査の申請件数は 15,582 件、早期審理の申請件数は 187 件に上った(平成 29 年 1 月末現在)。

#### 8. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供(知財総合支援窓口)【28 年度予算: INPIT 交付金の内数】

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口支援担当者を配置している。また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し解決を図るほ

か、よろず支援拠点等の中小企業支援機関等との連携を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図る。平成28年度からは事業の実施主体を(独)工業所有権情報・研修館とすることで、同館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口との連携強化を図るほか、職務発明規程に関する支援を行う専門家の更なる拡充、標準化に関するアドバイスを提供する日本規格協会(JSA)との連携、地理的表示保護制度等の農林水産業に係る知的財産の相談にも対応するなど、支援内容の一層の拡充を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大することにより支援体制を強化した。

9. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備(「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」)【28年度予算:INPIT 交付金の内数】

平成27年2月2日に独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)に新設した「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番」においては、知財総合支援窓口とも連携して、主に中小企業を対象に特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知的財産戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に専門家が対応した。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバーアタックについても、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構(IPA)とも連携して対応可能な体制を継続した。加えて、営業秘密・知財戦略セミナーの開催やeラーニングコンテンツ等による普及・啓発活動も実施した。

10. 新興国等知財情報データベース【28年度予算:0.01億円の内数 INPIT 交付金の内数】

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供している。平成28年度は、引き続き、更なる掲載記事の拡充を行った(平成29年1月末現在:掲載記事数1765件)。

11. 海外知的財産プロデューサー派遣事業【28年度予算:INPIT 交付金の内数】

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家(海外知的財産プロデューサー)を派遣している。

平成28年度は、7人の海外知的財産プロデューサーにより、262者(平成29年1月末現在)の支援を行った。

12. 出張面接審査・テレビ面接審査【28年度予算:0.2億円】

全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官が出張する面接審査、及び、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるテ

レビ面接審査を実施した。また、地域の中小企業やベンチャー企業、研究施設等が集まるリサーチパークや大学等といった企業等集積地域を対象に、出張面接審査と特許権に関するセミナーを同時に開催する「地域拠点特許推進プログラム」を開始した。

#### 13. 中小企業等特許情報分析活用支援事業【28年度予算:1.4億円】

中小企業等における効果的な研究開発や権利化等の知財活用を促進するため、中小企業に加えて、地方公共団体、公設試験研究機関、商工会や商工会議所等も対象とした「研究開発」、「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析支援を行った。

#### 14. 知財金融促進事業【28年度予算:1.0億円】

中小企業の保有する特許等の知的財産を評価することが困難な金融機関のために、融資を検討している中小企業が保有する特許・商標等の知的財産権を活用したビジネスについてわかりやすく説明した「知財ビジネス評価書」を提供する等、金融機関からの知財に注目した融資につながる包括的な取組みを行った。ビジネス評価書の作成支援件数は150件。

#### 15. 日本発知財活用ビジネス化支援事業【28年度予算:3.6億円】

中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、JETROを通じて以下の取組を行った。

- ①優れた知財を保有する我が国企業等のライセンスビジネスのパートナー候補を、調査によってリストアップし、②及び③の商談機会を活用する。
- ②専門家による国内でのセミナー・研修や、海外での複数回にわたる個別面談などを通じて、海外でのライセンスビジネスにつなげるビジネスモデル構築やブランド戦略策定を支援し、イベント等商談機会を提供する。
- ③国内外での展示会出展、商談会参加等を通じ、ビジネスパートナー候補との商談機会の提供等の支援を実施する。
- ④技術流出の予防を目的として、知財専門家による助言等を実施する。
- ⑤有望な知財を保有する我が国の中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の魅力を技術流出に配慮しながら海外に多言語で発信する。

#### 16. 地域中小企業知的財産支援力強化事業【28年度予算:2.0億円】

中小企業の様々な課題や地域特性等に応じたきめ細かな支援により中小企業の知財保護・活用を促進するため、意欲の高い地域の支援機関等から先導的・先進的な知財支援の取組を経済産業局を通じ募集し、28年度に新設された国として一律に解決が困難な重点課題の解決を重視した取組への支援を含め、26件の取組を支援した。

#### 17. 海外知財訴訟保険補助事業【28年度予算:0.6億円】

中小企業等が海外知財訴訟への対抗措置を取ることができるようにするため、全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険制度を創設した。

中小企業等を会員とする全国団体に補助金を交付し、海外知財訴訟保険の掛金の1/2を補助する。掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進した。

#### 18. 地方創生のための事業プロデューサー派遣事業【28年度予算:1.0億円の内数】

新規事業として、地方における事業化機能拡充のため、潜在ニーズを掘り起こして事業を構想し、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながらシーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓までを含めた事業創出環境整備を支援する「事業プロデューサー」を3機関に1名ずつ計3名派遣した。

#### 19. 特許情報の提供

特許情報について、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、「特許電子図書館」を刷新し、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」の提供を平成27年3月より開始している。J-PlatPatは使いやすいインターフェースを備え、国内の特許、実用新案、意匠、商標の公報の検索や、経過情報の照会機能等を有している。平成28年7月には、日米欧中韓の五大特許庁への出願に加えてPCT国際出願等の特許出願の受付や審査に関連する情報(ドシエ情報)を、ユーザーが一括把握できるサービス(ワン・ポータル・ドシエ(OPD))をJ-PlatPatにおいて開始した。

また、外国特許文献、特に急増する中国・韓国特許文献を日本語で調査できるように「中韓文献翻訳・検索システム」の提供を平成27年1月より、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を照会する「外国特許情報サービス(FOPISER)」の提供を平成27年8月より、それぞれ開始している。

なお、いずれのサービスもインターネットを介して無料にて提供している。

### 第7節 標準化の推進

#### 1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)、知的財産推進計画2016に基づき「新市場創造型標準化制度」を活用して、中堅・中小企業から提案のあった案件について、平成28年度時点で規格を5件策定した。さらに、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関(パートナー機関)と一般財団法人日本規格協会が連携し、地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関数を平成28年度時点で118機関に拡大し、全国47都道府県に設置した。また、同制度の下、中堅・中小企業等向けに、標準化に関する戦略的活用について、平成28年度末時点で147件のセミナーを実施した。さらに、JETROと試験・認証機関との連携を推進し、中小企業等の海外認証等取

得に向けた支援体制を強化した。